

# 令和6年度版 はじめての年金

## 追補

13頁 令和6年4月1日より、65歳の誕生日に提出する年金請求書が変更されています（赤枠・赤線部分）。

### 65歳になったら再度、請求手続きをします

65歳になると、60歳前半半の老齢厚生年金の受給権がなくなり、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生します。

⇒65歳の誕生日の初め頃（1日生まれは前月の初め頃）に日本年金機構（共済組合）からはがき形式の年金請求書が送られてきます。

⇒65歳の誕生日の末日まで（1日生まれは前月の末日まで）に必要な事項を記入のうえ、日本年金機構（共済組合）に提出します（提出が遅れると、年金の支払いが一時止まることになりますので、ご注意ください）。

#### ●65歳の誕生日に提出する年金請求書

年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

65歳未満の年金受給者  
65歳以上の年金受給者

65歳以上の年金受給者  
65歳未満の年金受給者

基礎年金のみ65歳から受け取る  
厚生年金のみ65歳から受け取る

#### 66歳以後に老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り下げて受給する場合

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰り下げて受給する場合  
⇒年金請求書を提出する必要はありません。
- どちらか一方を繰り下げて受給する場合  
⇒年金請求書の「基礎年金のみ65歳から受け取る (厚生年金は繰下げ予定)」または「厚生年金のみ65歳から受け取る (基礎年金は繰下げ予定)」の欄にチェックを入れて提出する。

\*繰下げ受給を希望する場合は、実際に受給を希望する時期になったら、年金事務所等で請求の手続きを行うことになります。